

財 関 第 3 9 5 号
平成 18 年 3 月 31 日

(各) 税関長 殿
沖縄地区税関長 殿

關稅局長 竹 内 洋

關稅法基本通達等の一部改正について

關稅定率法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 17 号）の施行等に伴い、
關稅法基本通達等の一部を下記のとおり改正し、平成 18 年 4 月 1 日（下記第 1 、第
20 及び第 21 については同年 3 月 31 日、第 3 、第 6 及び第 9 については同年 5 月 1
日、第 4 については同年 5 月 29 日）から実施することとしたので、了知の上、貴關
職員及び關係者に周知徹底されたい。

また、關稅定率法等の一部を改正する法律の施行前に同法第 9 条の規定による改
正前の關稅暫定措置法（昭和 35 年法律第 36 号）第 6 条第 1 項又は第 7 条第 1 項の
規定に基づく關稅の還付を受ける場合の手續については、なお従前の例によるので、
留意されたい。

記

第 1 關稅法基本通達の一部を次のように改正する。

100-6 の(2)中「交付」を「提供」に改める。

第 2 關稅法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵關第 100 号）の一部を次のように改正
する。

1. 3-2 に次のように加える。

(3) メキシコ協定に基づく鶏肉（同協定附屬書一第二節注釈 4 の規定（以下
この項において「注釈 4」という。）が適用される鶏肉をいう。）の關稅割
当制度に関し、同協定の発効後 2 年目（平成 18 年度に該当する 1 年間を
いう。）の日本側の枠内税率（注釈 4 に規定する枠内税率をいう。）につい
ては、注釈 4 の規定に基づき、日本国の平成 16 年度初における実行最惠
国税率（注釈 4 に規定する実行最惠国税率をいう。）から、当該税率の百
分の十を減じて得た税率が適用されることとなるので留意する。この場合
において、当該百分の十を減じて得た税率に 0.1 パーセント未満の端数が
ある場合には、同附屬書一第一節注釈 2 の規定に基づき当該端数は切り捨
てるものとする。

2. 3-3の表中「17. 3.31 現在」を「18. 3.31 現在」に改め、同項の表中

「

| サウジアラビア | | ○ | |
」を

「

| サウジアラビア | | ○ | |
」に改め

る。

3. 7-17 の(1)のホの(イ)中「に変更の理由その他必要事項を記載し」を「の「分類理由」欄に変更の理由その他必要事項を記載し、また当該変更が「分類解釈の変更」として処理されるものであつたときは「分類解釈の変更」と明記するものとする。さらに照会書と変更通知書が同一案件であることを確保するため、照会書及び変更通知書には従前の登録番号と同じ登録番号を付し」に改める。

4. 7-17 の(1)のホの(ロ)中「必要事項を記載し」の次に「、さらに照会書と変更通知書が同一案件であることを確保するため、照会書及び変更通知書には従前の登録番号と同じ登録番号を付し」を加える。

5. 7-22 の(2)のイ中「所属区分等の決定とするものとする」の次に「。総括関税鑑査官は、協議結果をシステムに入力する際、当該協議案件が「分類解釈の変更」として処理されるものであつたときは、当該品目分類協議案件記録票（回答書）の「指示事項」欄に「分類解釈の変更」と明記するものとする」を加える。

6. 7の17-1 の(4)中「第7条の4」を「第7条の16」に改める。

7. 9の4-9 中「石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法」を「平成18年3月31日までに輸入された石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法」に改め、同項の(1)中「一般の納税申告の場合は」を「平成18年3月31日までに輸入された石油等特会法附則第13項に掲げる物品に係る納付書等の処理は」に改め、同項の(4)を削り、同項の(5)を同項の(4)とする。

8. 10-2 の次に次の5項を加える。

（徵収の引継ぎを行う場合）

10の2-1 法第10条の2第1項（（徵収の引継ぎ））に規定する「必要があると認めるとき」とは、次のいずれかに該当し、徵収の引継ぎを行うことにより、法第11条の規定に基づく関税の徵収（以下この節において「滞納処分」という。）を効率的に行うことができると認められる場合をいう。

なお、徵収の引継ぎにあたつては、あらかじめ引継税関間において協議を行うものとする。

(1) 複数の税關にわたり同一の納税義務者に係る滞納が発生した場合又は発生すると認められる場合

(2) 差し押された財産又は差し押さるべき財産の所在が他の税關の管轄

内にあるもの

- (3) 滞納に関する相手方の所在が他の税関の管轄内にあるもの
- (4) 他の税関の犯則事件調査による課税資料を参考に課税調査し徴収決定が行われたもの

(徴収の引継ぎの時期)

10の2－2 法第10条の2第1項((徴収の引継ぎ))の規定による徴収の引継ぎの時期は、次による。

- (1) 徴収の引継ぎの時期は、原則として督促後又は繰上請求後に行うものとする。
- (2) 徴収の引継ぎを行う場合において、差し押さるべき財産の所在が複数の税関の管轄内にあり、徴収の引継ぎを行おうとする税関ごとに財産を差し押さえた後に徴収の引継ぎを行うことが、滞納処分を効率的に行うことができると認められる場合には、所要の手続を了した後に徴収の引継ぎを行うものとする。
- (3) 徴収の引継ぎにあたつては、当該徴収の引継ぎに要する期間を考慮し、滞納処分の着手の遅延又は中断等のためにその後の徴収不足を来すことのないよう留意する。

(徴収の引継ぎの手続)

10の2－3 法第10条の2第1項((徴収の引継ぎ))の規定による徴収の引継ぎの手続は、次による。

- (1) 徴収の引継ぎを行う税関（以下この節において「引継税関」という。）においては、「関税徴収の引継決議書」(C - 1145)により決議を行い、同項の規定により徴収の引継ぎを受ける税関（以下この節において「引受税関」という。）に「関税徴収の引継書」(C - 1146)及び更正通知書又は修正申告書等の写し、差押調書その他関係書類を送付するものとする。
- (2) 引受税関においては、引継税関から送付された「関税徴収の引継書」により決議を行うものとする。
- (3) 引受税関が「関税徴収の引受書」(C - 1147)を引継税関に返送し、当該引受書の引継税関への到着をもつて徴収の引継ぎに係る手続が完了するものとする。ただし、引継税関及び引受税関はそれぞれ国税収納金整理資金に係る調査決定を「関税徴収の引受書」に記載される引受年月日をもつて行うこととなるので留意する。

(納税義務者等への通知)

10の2－4 法第10条の2第2項((徴収の引継ぎ))に規定する納税義務者への通知は、引受税関において「関税徴収の引受通知書」(C - 1143)を送付することにより行うものとし、当該事案が次に該当する場合には、引受税関は、速やかに関係執行機関又は第三債務者等に対して「関税徴収の管轄税関の変更通知書」(C - 1144)を送付し、徴収の管轄税関が変更された旨の通知を行うものとする。

- (1) 徴収の引継ぎを受けた滞納税額に係る差押財産につき、引受けの前に交付要求（参加差押えを含む。以下、この節において「交付要求等」という。）を受けているときは、当該交付要求等を行つている執行機関等
 - (2) 徴収の引継ぎを受けた滞納税額につき、引受けの前に交付要求等を行つているときは、交付要求等を行つている執行機関等
 - (3) 徴収の引継ぎを受けた滞納税額につき、引受けの前に当該徴収に係る関税について債権の差押えをしているときは、当該差押えを行つている第三債務者
 - (4) 徴収の引継ぎを受けた滞納税額につき、引受けの前に当該徴収にかかる関税について動産等の差押えをしているときは、当該動産等の保管者
 - (5) その他徴収を行う上で必要と認められる者
- (徴収の引継ぎの効果等)

10 の 2 – 5 徴収の引継ぎがあつた場合には、次の点に留意する。

- (1) 徴収の引継ぎがあつた場合には、当該徴収の引継ぎがされた関税に係る繰上請求、督促、滞納処分、換価の猶予、延滞税の免除その他徴収に関する一切の権限が引受税関に引き継がれるとともに、引継税關から徴収決定済額が引き継がれ、以後における国税収納金整理資金の管理は、引受税關が行うこととなる。
- (2) 徴収の引継ぎを行つた後、引継税關において、納付すべき税額を減少させる更正又は賦課決定を変更する決定等により、徴収の引継ぎを行つた関税の全部又は一部が消滅した場合には、引継税關は速やかにその旨を引受税關に通知するものとする。
- (3) 徴収の引継ぎを行つた後、引継税關において、納付すべき税額を増加させる再更正又は再賦課決定等により、新たに滞納税額が発生した場合には、引継税關は速やかに引受税關へ引継ぎを行うものとする。
- (4) 地方消費税の貨物割に係る「都道府県」は、徴収の引継ぎがあつても変更されない。

9. 25 – 5 の見出しを「(船舶の資格内変の際ににおける船用塩及び船用アルコールの取扱い)」に改め、同項の前段中「専売品（船用塩及び船用アルコール）」を「船用塩及び船用アルコール」に改める。

10. 42 – 3 の(4)中「第 2710.19 号の 1 の(3)の A の(2)の(i)」を「第 2710.19 号の 1 の(3)の A の(b)の(1)」に改め、同項の(6)中「第 2709.00 号の(1)に掲げる原油、同表第 2710.11 号の 1 の(1)の C の(b)の(1)」を「第 2710.11 号の 1 の(1)の C の(1)」に、「第 2710.11 号の 1 の(2)の B の 2 の(i)及び第 2710.19 号の 1 の(1)の B の 2 の(i)」を「第 2710.11 号の 1 の(2)の B の(2)の(i)及び第 2710.19 号の 1 の(1)の B の(2)の(i)」に改める。

11. 48 – 1 の別表 3 を次のように改める。

罰　　条	点　　数
------	------

法第 109 条、法第 109 条の 2	70
法第 110 条	60
法第 111 条、法第 112 条、法第 113 条	40
法第 112 条の 2、法第 113 条の 2	28
法第 113 条の 3	12
法第 113 条の 4、法第 114 条、法第 116 条	8
法第 115 条	4
法第 117 条	処罰の根拠となつた罰条の点数

12. 56－18 中「暫定法別表第 1 第 2710.19 号－1－(3)－A－〔2〕－〔i〕に定める」を「暫定法の別表第 1 第 2710.19 号の 1 の(3)の A の(b)の(1)に掲げる重油及び粗油について」に、「定率法別表第 2710.11 号－1－(3)及び第 2710.19 号－1－(2)」を「定率法の別表第 2710.11 号の 1 の(3)及び第 2710.19 号の 1 の(2)」に改める。
13. 63－7 の(3)中「指定法人等の所有に係る指定保税地域の借受者」を「令第 30 条の 2 に規定する者の所有又は管理に係る指定保税地域の貨物管理者」に改める。
14. 63－9 中「、亡失、」を削る。
15. 63－16 の(7)のハ中「ドックレシート」を「ドック・レシート (B/L Instructions を含む。)」に改める。
16. 63－24 の(7)中「、亡失、」を削る。
17. 67－1－13 の(5)中「ドック・レシート」を「ドック・レシート (B/L Instructions を含む。以下この項において同じ。)」に改める。
18. 67 の 2－1－1 の(1)中「均質、かつ、大量の貨物」を「均質かつ大量の貨物又は巨大重量物」に改める。
19. 67 の 2－3－1 の(3)のロの(イ)中「均質であること」の次に「(巨大重量物である場合を除く)」を加え、同項の(3)のロの(ロ)中「大量貨物」の次に「又は巨大重量物」を加える。
20. 67 の 2－3－2 の(3)のハ中「大量の貨物」の次に「又は巨大重量物」を加える。
21. 70－3－1 の別表第 2 のイの項確認する許可書又は承認書等の欄の(2)中「別表第 6 の 4」を「別表第 12」に改める。
22. 73－3－2 の(3)のロ中「第 52 条」を「第 28 条」に改める。
23. 68－5－1 の(1)のイ中「第 8 条の 7」を「第 8 条の 6」に改める。

24. 68-5-11 中「(C-5293)」の次に「及び「ACUERDO PARA EL FORTALECIMIENTO DE LA ASOCIACIÓN ECONÓMICA ENTRE LOS ESTADOS UNIDOS MEXICANOS Y EL JAPÓN」(C-5294)」を加える。
25. 101-3 の(1)中「臨時開庁手数料軽減区域届出書」を「臨時開庁手数料軽減区域（新規・変更）届出書」に改め、同項に次のように加える。
- (7) 上記(1)における臨時開庁手数料軽減区域に係る届出内容に変更が生じた場合には、速やかに「臨時開庁手数料軽減区域（新規・変更）届出書」(C-8035) 2通（原本、交付用）に当該変更される事項を記載し、その変更に係る参考資料を添付して提出させるものとし、その他の事務処理については、上記(1)から(3)に準じて取り扱うものとする。
26. 101-4 中「行う」の次に「。なお、前記 101-3(7)に規定する届出内容の変更に係る届出書を受理した場合においても、同様に届出変更内容に係る公告を行うものとする」を加える。
27. 102 の 2-8 中「並びに暫定法第 6 条第 1 項((石油化学製品製造用原油の免除))及び同法第 7 条の 2 第 1 項((製造用原料品の減税又は免除))の規定に基づく製造工場」を削る。
28. 107-1 の(2)のチを削り、同項の(2)のリを同項の(2)のチとする。
29. 107-1 の次に次の 3 項を加える。
- (関税の徴収を税関長が自ら行う場合)
- 107-2 令第 92 条第 1 項ただし書き((税関長の権限の委任))の規定により法第 11 条の規定に基づく関税の徴収の権限について、税関長が自ら行う場合は、税関長が関税の徴収を自ら行うことにより、法第 11 条の規定による関税の徴収を効率的に行うことができると認められる場合とする。
- (関税の徴収を税関長が自ら行うこととなる場合の手続)
- 107-3 令第 92 条第 1 項ただし書き((税関長の権限の委任))の規定により、関税の徴収を税関長が自ら行う場合の手続は、次による。
- (1) 支署長及び出張所長は、「関税徴収の引継決議書」(C-1145) により決裁を行い、税関長に「関税徴収の引継書」(C-1146) 及び更正通知書又は修正申告書等の写し、差押調書その他関係書類を送付するものとする。
- (2) 税関長は、支署長及び出張所長から送付された「関税徴収の引継書」により決裁を行うものとする。
- (3) 税関長が「関税徴収の引受書」(C-1147) を支署長及び出張所長に返送し、当該引受書の支署及び出張所への到着をもつて関税の徴収を税関長が自ら行う場合の手続が完了するものとする。ただし、税関、支署及び出張所における国税収納金整理資金に係る調査決定等の管理は「引受年月日」をもつて行うこととなるので留意する
- (徴収の引継ぎについての規定の準用)
- 107-4 前記 10 の 2-2 (徴収の引継ぎの時期)、10 の 2-4 (納税義務者

等への通知) 及び 10 の 2－5 (徴収の引継ぎの効果等) の規定は、関税の徴収を税関長が自ら行う場合について準用する。

この場合において、「徴収の引継ぎの時期」とあるのは「関税の徴収を税関長が自ら行おうとする時期」と、「徴収の引継ぎを行う場合」とあるのは「関税の徴収を税関長が自ら行う場合」と、「税関」とあるのは「支署及び出張所」と、「徴収の引継ぎを行おうとする」とあるのは「関税の徴収を税関長が自ら行おうとする」と、「徴収の引継ぎを行うこと」とあるのは「関税の徴収を税関長が自ら行うこと」と、「徴収の引継ぎを行う」とあるのは「関税の徴収を税関長が自ら行う」と、「徴収の引継ぎにあたつては」とあるのは「関税の徴収を税関長が自ら行うにあたつては」と、「徴収の引継ぎに要する期間」とあるのは「関税の徴収を税関長が自らが行うに要する期間」と、「引受税関」とあるのは「税関長」と、「徴収の引継ぎを受けた滞納税額」とあるのは「関税の徴収を税関長が自ら行うこととした滞納税額」と、「引受けの前」とあるのは、「関税の徴収を税関長が自ら行うこととする前」と、「徴収の引継ぎがあつた場合」とあるのは「関税の徴収を税関長が自ら行うこととした場合」と、「徴収の引継ぎがされた関税」とあるのは「関税の徴収を税関長が自ら行うこととされた関税」と、「引継税関」とあるのは「支署長及び出張所長」と、「徴収の引継ぎを行つた後」とあるのは「関税の徴収を税関長が自ら行うこととした後」と、「徴収の引継ぎを行つた関税」とあるのは、「関税の徴収を税関長が自ら行うこととされた関税」と、「引継ぎを行う」とあるのは「関税の徴収を税関長が自ら行う」と、「徴収の引継ぎがあつても」とあるのは「関税の徴収を税関長が自ら行うこととしても」と読み替えるものとする。

第3 関税法基本通達(昭和47年3月1日蔵関第100号)の一部を次のように改正する。

1. 7の2－5の(2)のイ中「営業報告書」を「事業報告書」に改める。
2. 7の13－1の(2)中「商法第408条第1項の規定に基づく合併契約書写、商法第374条の規定に基づく分割計画書写、商法第374条の17の規定に基づく分割契約書写」を「吸收合併契約(会社法(平成17年法律第86号)第749条第1項)、新設合併契約(会社法第753条第1項)、吸收分割契約(会社法第758条)、新設分割計画(会社法第763条)等に係る書面の写し」に改め、同項の(3)中「合併契約書に記載された合併期日又は分割計画書若しくは分割契約書に記載された分割期日」を「吸收合併契約若しくは吸收分割契約に係る書面に記載された効力発生日又は新設合併若しくは新設分割の登記(成立)予定日」に改め、同項の(4)中「合併期日又は分割期日」を「効力発生日又は成立日」に、「合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書により」を「吸收合併契約、新設合併契約、吸收分割契約、新設分割計画等に係る書面の写しにより」に改め、同項の(6)を同項の(7)とし、同項の(5)の次に次のように加える。

(6) 会社法第2条第26号に規定する組織変更等会社の種類を変更する場合は、法第7条の13で準用する法第48条の2の規定による承継はできないので留意すること。

なお、法人である特例輸入者が会社の種類を変更した後も引き続き特例輸入者の承認を受けようとする場合は、関税定率法基本通達13-22（法人の合併等の取扱い）に規定する組織変更等会社の種類を変更する場合に準じて取り扱うこととする。この場合において「製造工場」とあるのは「特例輸入者」と読み替えるものとする。

3. 42-8の(1)のイ及び42-12の(2)のイ中「営業報告書」を「事業報告書」に改める。

4. 48の2-1の(2)の中「商法第408条第1項の規定に基づく合併契約書写、商法第374条に基づく分割計画書写、商法第374条の17に基づく分割契約書写」を「吸收合併契約（会社法第749条第1項）、新設合併契約（会社法第753条第1項）、吸收分割契約（会社法第758条）、新設分割計画（会社法第763条）等に係る書面の写し」に改め、同項の(3)中「合併契約書に記載された合併期日又は分割計画書若しくは分割契約書に記載された分割期日」を「吸收合併契約若しくは吸收分割契約に係る書面に記載された効力発生日又は新設合併若しくは新設分割の登記（成立）予定日」に改め、同項の(4)中「承認申請」を「承認の申請」に、「合併期日又は分割期日」を「効力発生日又は成立日」に、「合併契約書等により合併又は分割に係る」を「上記(2)の口に規定する合併又は分割することが確実であると認められる書類により当該」に改め、同項の(5)中「承認申請」を「承認の申請」に改め、同項に次のように加える。

(6) 会社法第2条第26号に規定する組織変更等会社の種類を変更する場合は、法第48条の2の規定による承継はできないので留意すること。

なお、法人である保税蔵置場の被許可者が会社の種類を変更した後も引き続き保税蔵置場の許可を受けようとする場合は、関税定率法基本通達13-22（法人の合併等の取扱い）に規定する組織変更等会社の種類を変更する場合に準じて取り扱うこととする。この場合において「製造工場」とあるのは「保税蔵置場」と、「承認」とあるのは「許可」と読み替えるものとする。

5. 56-9の(2)及び56-15の(2)中「営業年度」を「事業年度」に、「営業報告書」を「事業報告書」に改める。

6. 67-2-7の(1)中「船舶若しくは航空機の乗組員」を「航空機の乗組員」に改め、同項の(1)の中「同令別表第六((出国者の携帯品等))に掲げるもの以外のものであつて」を「同令別表第六に掲げるもの以外のものであつて」に改め、同項の(3)を同項の(4)とし、同項の(2)を同項の(3)とし、同項の(1)の次に次のように加える。

(2) 本邦から出国する船舶の乗組員が携帯（別送を含む。）して輸出する貨物（前送貨物の場合にあつては、旅券等により出国することが確実と認め

られるときに限り、後送貨物の場合にあつては、本人出国後 6 ヶ月以内に後送されるものに限る。) で、輸出貿易管理令の規定による輸出の許可又は承認を要しないもののうち、同令別表第六に掲げる乗組員本人の私用に供すると認められる貨物（品目毎の数量が 3 個又は 3 組以下のもの、品目毎の数量が 3 個又は 3 組を超え 10 個又は 10 組以下であつて、その総価額が 30 万円程度以下のもの及び品目毎の数量が 10 個又は 10 組を超え、かつ、それに該当するすべての品目の総価額の合計額が 30 万円程度以下のものに限るものとし、自動車、船舶及び航空機を除く。）。

なお、家庭用電気製品（例えば、冷蔵庫、洗濯機、テレビ、ビデオ）、楽器（例えばピアノ、電子オルガン）、自転車等に係る本人の私用に供すると認められる貨物の範囲には、1 品目につき 2 個以上のものは含まないので留意する。

第 4 関税法基本通達の一部を次のように改正する。

62 の 8-5 を削り、62 の 8-6 を 62 の 8-5 とし、62 の 8-7 から 62 の 8-10 までを 1 項づつ繰り上げ、62 の 8-11 の(2)中「62 の 8-7」を「62 の 8-6」に改め、同項の(4)中「62 の 8-8」を「62 の 8-7」に改め、同項を 62 の 8-10 とし、62 の 8-12 を 62 の 8-11 とする。

第 5 関税定率法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 101 号）の一部を次のように改正する。

1. 13-9 の(1)中「第 8 条 ((製造工場の承認手数料))」を「第 8 条第 1 項 ((製造工場の承認手数料))」において準用する同令第 3 条第 1 項((保税工場の許可手数料))」に改める。

2. 13-20 の(4)中「四級」を「三級」に改める。

3. 21~21 の 5-1 中(19)を同項の(21)とし、同項の(18)を同項の(20)とし、同項の(17)を同項の(18)とし、同項の(18)の次に次のように加える。

(19) 「認定手続における専門委員意見照会」 法第 21 条の 4 の 3 ((認定手続における専門委員への意見の求め)) の規定により、税関長が専門委員に対し意見を求めるることをいう。)

4. 21~21 の 5-1 中(16)を同項の(17)とし、同項の(15)中「第 21 条の 4 第 2 項」の次に「又は第 9 項」を加え、同項の(15)を(16)とし、同項の(14)を同項の(15)とし、同項の(13)を同項の(14)とし、同項の(12)を同項の(13)とし、同項の(10)の次に次のように加える。

(11) 「輸入差止申立てにおける専門委員意見照会」 法第 21 条の 2 の 2 ((輸入差止申立てにおける専門委員への意見の求め)) の規定により、税関長が専門委員に対し意見を求めるることをいう。

5. 21-5 の(1)中「ハからヲまで」を「ハからチまで及びヌからワまで」に改め、同項の(1)中ワをカとし、ヲをワとし、ルをヲとし、ヌをルとし、リをヌとし、同項の(1)のチの次に次のように加える。

リ 認定手続における専門委員意見照会に係る手続

6. 21-5 の(1)のイ中「手続」の次に「(輸入差止申立てにおける専門委員意見照会に係る事務を含む。)」を加え、同項の(2)中「イからリまで」を「イからヌまで」に、同項の(3)中「ハからヲまで」を「ハからチ及びヌからワまで」に改める。
7. 21-8 の(1)の(ホ)を次のように改める。
- (ホ) 輸入者等と権利者の意見が対立し、かつ、認定が困難である場合その他特許庁官意見照会、農林水産大臣意見照会、経済産業大臣意見照会又は認定手続における専門委員意見照会を行うことが適當と認められる場合は、意見を添えて総括知的財産調査官に協議するものとする。
8. 21-8 の(3)のイ中「疑義貨物について」の次に「日本知的財産仲裁センター等の知的財産に係る事項を扱う裁判外紛争処理機関による」を加える。
9. 21 の2-1 の(1)中「「輸入差止申立て書（保護対象商品等表示等関係）」(T-1875)」を「「輸入差止申立て書（保護対象商品等表示等関係）」(T-1873)」に改め、同項の(1)のハの(イ)の i の(注)に次のように加える。
- ④ 申立て不正競争差止請求権者が輸入差止申立ての際に税関長に提出する証拠が当該輸入差止申立てに係る侵害の事実を疎明するに足りると認められるものであること(平成 18 年 4 月 1 日以降に経済産業大臣に対し行われた意見を求める旨の申請に係る経済産業大臣申立て時意見書に限る。)。
10. 21 の2-1 の(1)のハの(イ)の ii の A の a 中「鑑定書」の次に「(日本知的財産仲裁センター等の知的財産に係る事項を扱う裁判外紛争処理機関が作成した判定書その他の資料を含む。以下この節において同じ。)」を加え、同項の(2)のイ中「次の受理要件」を「上記(1)のハ((ロ)を除く。)及びニの輸入差止申立て書及び添付資料等が提出された場合は、輸入差止申立てを受け付け、受付税関及び他税関が当該受付の日の翌日から起算して 1 月以内を目途に受理又は不受理ができるよう受付税関は審査を行うものとする。この場合において、審査のために必要な追加資料については、申立て人に對し隨時その提出を求ることとし、次の受理要件」に改め、同項の(2)のイの(イ)の i 中「内容」の次に「(特許権又は実用新案権にあつては、輸入差止申立てに係る請求項を限定する場合におけるその請求項の番号を含む。)」を加え、同項の(2)のロ中「判断される場合には、本関知的財産調査官は、申立て人に通知のうえ、予想される輸入者から意見を聴取し、審査に反映させるものとする」を「判断される場合その他輸入差止申立てにおける専門委員意見照会を行うことが適當と認められる場合は、意見を添えて総括知的財産調査官に協議するものとする」に改める。
11. 21 の2-1 の(8)を同項の(9)とし、同項の(7)を同項の(8)とし、同項の(6)を同項の(7)とし、同項の(5)を同項の(6)とし、同項の(4)中「知的財産の内容」の次に「(特許権又は実用新案権にあつては、輸入差止申立てに係る請求項を限定する場合におけるその請求項の番号を含む。)」を加え、同項の(4)を同項の(5)とし、同項の(3)のイ中「他税関が事務処理に要する日数(通常 10 日程度)」を「当該輸入差止申立ての審査に要する日数」に改め、同項の(3)のロ中「(通常 10 日程度)」を削り、同項の(3)を同項の(4)とし、同項の(2)の次に次のように加える。
- (3) 輸入差止申立てにおける専門委員意見照会手続等
輸入差止申立てにおける専門委員意見照会の手続等は次による。
イ 総括知的財産調査官は、上記(2)ロの規定により協議を受けた場合は、

特段の事情のない限り、専門委員の意見を求めるため、速やかに下記口の事務を行うものとする。

- ロ 総括知的財産調査官は、専門委員に意見を求める場合は、専門委員に意見を聴く日時及び場所(以下この項において「意見聴取の場」という。)を設定し、専門委員候補(財務省の税関ホームページに掲載されている者をいい、下記ハの(注3)により包括的に委嘱した者を含む。以下同じ。)の中から当該意見聴取の場に参加可能な者であつて、当該意見の求めに係る輸入差止申立て(以下この項において「対象申立て」という。)に係る事案の申立人及び予想される輸入者と特別な利害関係を有しない者を原則として3名選定するものとする。
 - ハ 対象申立てを受け付けた税関の本関知的財産調査官は、受理した場合に後記(5)のロにより公表することとなる事項等を記載した「輸入差止申立てにおける専門委員意見照会実施通知書」(T-1874)により当事者(対象申立てに係る事案の申立人及び予想される輸入者のうち当該申立人との間に争いがある輸入者その他意見を聴くことが適當と認められる輸入者をいう。以下この項において同じ。)に通知し、意見聴取の場において当該当事者に意見を述べる機会を与える(一方の当事者が他方の当事者と同席する意向を有しない場合には、別々に意見を述べさせることができるものとする。)とともに、上記ロにより選定した者に意見を求めるについて、当該当事者の意見を聴くものとする。その結果、上記ロにより選定した者に意見を求めることが適當ではない旨の意見が提出され、その意見に相当の理由があると認めるときを除き、当該選定した者を専門委員として委嘱するものとする。この場合において、委嘱者は、対象申立てを受け付けた税関の税関長とし、総括知的財産調査官を通じて「委嘱状」(T-1875)を交付するものとする。
- (注1)当事者に意見を聴いた結果、上記ロにより選定した者に意見を求めることが適當ではない旨の意見が提出され、その意見に相当の理由があると認めるときは、対象申立てを受け付けた税関の本関知的財産調査官は、当該意見の対象となつた者に当該当事者の意見(理由を含む。)を通知するものとする。この場合においては、当該本関知的財産調査官は、他の専門委員候補について、当該当事者に意見を聴くものとする。
- (注2)専門委員から意見を聴く日時との関係上、3名の専門委員に委嘱できない場合には、2名の専門委員に意見を求めるものとする。
- (注3)個別事案ごとに専門委員に委嘱することが困難な専門委員候補については、2年の期間を区切り、輸入差止申立てにおける専門委員意見照会及び認定手続における専門委員意見照会に係る専門委員として9税関分について包括的に委嘱するものとするが、当該専門委員が個別事案に特別の利害関係を有する場合は、当該個別事案については、当該専門委員に意見を求めるものとする。
- ニ 輸入差止申立てにおける専門委員意見照会は、「輸入差止申立てにお

ける専門委員意見照会書」(T-1876)に、専門委員が意見を述べるに際し参考となるべき資料を添えて、これを専門委員に提出して行うものとする。この場合において、「輸入差止申立てにおける専門委員意見照会書」に記載する理由には、対象申立てに係る侵害の事実を疎明するに足りる証拠であるか否か判断しがたい理由をできる限り詳細に記載する。また、添付資料には申立人が対象申立ての際に提出した資料の写しを含むものとするが、申立人が非公表としている資料及び税関において取締りの観点から予想される輸入者に開示できない資料についてはその旨注記することとする。

ホ 総括知的財産調査官及び対象申立てを受け付けた税関の本関知的財産調査官は、意見聴取の場において、当事者が参加する場合は当該当事者の参加の下、専門委員の意見を聴取するものとする。この場合において、一方の当事者が自己以外の者を参加させることを求める場合は、他方の当事者に意見を聴いて、問題がない場合は参加させることとして差し支えない。

ヘ 対象申立てに係る侵害の事実を疎明するに足りる証拠であるか否かに係る専門委員の意見は、原則として後日総括知的財産調査官を経由して「意見書」(T-1877)（対象申立てを受け付けた税関の税関長宛てであり、対象申立てが特定されているのであれば、適宜の様式でも差し支えなものとする。）を提出することによるものとする。この場合において、対象申立てを受け付けた税関の本関知的財産調査官は、意見書の提出があつた場合は、その写しを遅滞なく当事者に送付するものとする。

なお、当事者には、当事者が専門委員の意見を知った日から5日以内の期限を付して、意見を提出することを認めることとする。

ト 専門委員を委嘱した税関長は、対象申立てを受理した場合又は受理しなかつた場合は、「輸入差止申立てにおける専門委員意見照会に係る輸入差止申立ての受理・不受理結果通知書」(T-1878)により、その旨を遅滞なく専門委員に通知するものとする。

チ 「輸入差止申立てにおける専門委員意見照会書」の発出後であつて専門委員の意見が提出される前に、当事者の和解その他の理由により、対象申立てが取り下げられたときは、当該専門委員を委嘱した税関長は、「輸入差止申立てにおける専門委員意見照会に係る回答不要通知書」(T-1879)により、その旨を遅滞なく当該専門委員に通知するものとする。なお、当該対象申立ての取下げを知らない当事者には、取下げの事実を対象申立てを受け付けた税関の本関知的財産調査官が口頭により通知する。

12. 21の2-2の(3)中「21の2-1(4)」を「21の2-1(5)」とし、「21の2-1(6)」を「21の2-1(7)」とする。
13. 21の3-1の(1)の口中「原則として、」の次に「「供託命令書」の日付けの日の翌日から起算して3日以内とし、口頭により供託命令を行つた場合は、供

託命令をした日の翌日から起算して」を加え、同項の(1)のニ中「口頭により申立人に対して供託命令を行い(」を「申立人に対して供託命令を行い(必要と認めるときは口頭により命令することができるものとし、その場合には」に、「この場合において、上記の」を「また、口頭による命令を行つた場合は、」に改める。

14. 21 の 4－1 の(2)を次のように改める。

(2) 令第 61 条の 10 に規定する「具体的態様を明らかにする資料」については、特許庁長官意見照会の求め(以下この項及び次項において「請求」という。)をした特許権者、実用新案権者又は意匠権者(以下「特許権者等」という。)又は輸入者等に対し、特許庁長官意見照会に際し提出する必要があると認めるサンプル等の提出を求める事とする。この場合において、前記 21 の 3 の 2－5 の(1)により特許権者等が保管しているサンプルを含めることができるるものとし、また当該サンプル等が当該特許権者等又は輸入者等が既に税関に提出している資料と重複する場合であつても、必要があると認めるときは提出を求める事とする。なお、法第 21 条の 4 第 9 項の規定により税関長が特許庁長官意見照会をする場合であつて、特許庁長官へ提出するためサンプルが必要と認めるときは、前記 21 の 3 の 2－5 の(1)により特許権者等が保管しているサンプルについては当該特許権者等に提出を求める事とし、それ以外においては関税法第 105 条第 1 項第 3 号の規定により見本を採取するものとする。

15. 21 の 4－2 の(1)及び(2)を次のように改める。

(1) 特許庁長官意見照会は、「特許庁長官意見照会書」(T-2070)に次の資料を添付して、特許庁長官に提出して行うこととする。この場合において、法第 21 条の 4 第 9 項の規定により特許庁長官意見照会を行うときは、「特許庁長官意見照会書」に、侵害物品か否か認定しがたい理由をできる限り詳細に記載するものとする。

イ 受理された輸入差止申立てに係る貨物についての特許庁長官意見照会にあつては、輸入差止申立書及びその添付資料の写し(非公開としている部分を除く。)

ロ 令第 61 条の 3 第 1 項の規定による証拠又は意見に係る資料の写し

ハ 前記 21 の 4－1 の(2)により提出等された資料

ニ 下記(2)により特許権者等又は輸入者等から提出された意見に係る書面の写し

ホ その他特許庁長官が意見を述べるに際し参考となるべき資料

(2) 特許庁長官意見照会をする場合は、あらかじめ「特許庁長官意見照会に係る意見徵求書」(T-2080)並びに上記(1)で予定している「特許庁長官意見照会書」及びその添付資料の写しを特許権者等及び輸入者等に送付し、5 日以内の期限を定めて意見を求めるものとする。この場合において、意見は書面により提出させるものとする。

16. 21 の 4－2 の(4)中「請求」を「受理された輸入差止申立てに係る貨物についての請求」に改め、「末日である等」の次に「、輸入者等が通関解放の求めができることとなる日に近接するために、」を加え、「(輸入者等に対して意見を求める場合に限る)」を削り、「定めることが困難な場合には」を「定めるこ

とが困難な場合であつて、当該請求をした特許権者等又は輸入者等以外の他方の当事者である特許権者等又は輸入者等に対して意見を求めるときは」に、「輸入者の意見」を「当該他方の当事者である特許権者等又は輸入者等の意見」に、「申立て特許権者等」を「当該請求をした特許権者等又は輸入者等」に改め、同項の(6)中「申立特許権者等」を「特許権者等」に、同項の(7)の末中「輸入者等」を「特許権者等及び輸入者等」に、同項の(8)中「申立特許権者等」を「当該請求をした特許権者等又は輸入者等」に、同項の(9)中「申立特許権者等」を「特許権者等」に改め、同項の(10)中「特許庁長官意見照会を行つた場合で」の次に「、法第21条の4第8項の規定により」を、「該当認定」の次に「若しくは非該当認定」を加える。

17. 21の4-3中「同項に規定する通知日」の次に「(受理された輸入差止申立てに係る認定手続の場合は、申立特許権者等(受理された輸入差止申立てに係る特許権者等をいう。以下同じ。)が法第21条第4項の規定による通知を受けた日とする。以下同じ。)」を加え、「特許庁長官意見照会ができる期間の延長通知書(申立特許権者等への認定手続開始日通知書兼用)」(T-2130)」「特許庁長官意見照会ができる期間の延長通知書(申立特許権者等への認定手続開始日通知書兼用)」(T-2122)」に改める。
18. 21の4の2-1の(2)中「農林水産大臣意見照会書」(T-2131)」「農林水産大臣意見照会書」(T-2123)に、同項の(3)中「農林水産大臣意見照会実施通知書」(T-2132)」「農林水産大臣意見照会実施通知書」(T-2124)に、同項の(4)中「農林水産大臣意見照会回答通知書」(T-2133)」「農林水産大臣意見照会回答通知書」(T-2125)に、同項の(5)中「農林水産大臣意見照会回答不要通知書」(T-2134)」「農林水産大臣意見照会回答不要通知書」(T-2126)」に改める。
19. 21の4の2-2の中(2)中「経済産業大臣意見照会書」(T-2136)」「絏済産業大臣意見照会書」(T-2127)に、同項の(3)中「絏済産業大臣意見照会実施通知書」(T-2137)」「絏済産業大臣意見照会実施通知書」(T-2128)に、同項の(4)中「絏済産業大臣意見照会回答通知書」(T-2138)」「絏済産業大臣意見照会回答通知書」(T-2129)に、同項の(5)中「絏済産業大臣意見照会回答不要通知書」(T-2139)」「絏済産業大臣意見照会回答不要通知書」(T-2130)」に改める。
20. 21の4の2-2の次に次のように加える。
(認定手続における専門委員意見照会手続等)

21の4の3 認定手続における専門委員意見照会の手続等は次による。

- (1) 総括知的財産調査官は、前記21-8の(1)のニの(イ)の規定により、専門委員の意見を聴くことについて協議を受けた場合は、特段の事情のない限り、専門委員の意見を求めるため、速やかに下記(2)の事務を行うものとする。
- (2) 総括知的財産調査官は、専門委員に意見を求める場合は、専門委員に意見を聴く日時及び場所(以下この項において「意見聴取の場」という。)を設定し、専門委員候補の中から当該意見聴取の場に参加可能な者であ

つて、当該意見の求めに係る認定手続(以下この項において「対象認定手続」という。)に係る事案の当事者と特別な利害関係を有しないものを原則として3名選定するものとする。

- (3) 対象認定手続を執っている税関の本関知的財産調査官は、「認定手続における専門委員意見照会実施通知書」(T-2132)により当事者(対象認定手続に係る権利者及び輸入者等をいう。以下この項において同じ。)に通知し、意見聴取の場において当該当事者に意見を述べる機会を与える(一方の当事者が他方の当事者と同席する意向を有しない場合には、別々に意見を述べさせることができるものとする。)とともに、上記(2)により選定した者に意見を求めるについて、当該当事者の意見を聞くものとする。その結果、上記(2)により選定した者に意見を求めることが適當ではない旨の意見が提出され、かつ、その意見に相当の理由があると認めるとときを除き、当該選定した者を専門委員として委嘱するものとする。この場合において、委嘱者は、対象認定手続を執っている税関の税関長とし、総括知的財産調査官を通じて「委嘱状」(T-2133)を交付するものとする。

(注1)当事者に意見を聴いた結果、上記(2)により選定した者に意見を求めることが適當ではない旨の意見が提出され、その意見に相当の理由があると認めるとときは、対象認定手続を執っている税関の本関知的財産調査官は、当該意見の対象となつた者に当該当事者の意見(理由を含む。)を通知するものとする。この場合においては、当該本関知的財産調査官は、他の専門委員候補について、当該当事者に意見を聞くものとする。

(注2)専門委員から意見を聞く日時との関係上、3名の専門委員に委嘱できない場合には、2名の専門委員に意見を求めるものとする。

(注3)前記21の2-1の(3)のハの(注3)により包括的に委嘱した専門委員が個別事案に特別の利害関係を有する場合は、当該個別事案については、当該専門委員に意見を求めるものとする。

- (4) 認定手続における専門委員意見照会は、「認定手続における専門委員意見照会書」(T-2134)に、専門委員が意見を述べるに際し参考となるべき資料を添えて、これを専門委員に提出して行うものとする。この場合において、「認定手続における専門委員意見照会書」に記載する理由には、対象認定手続に係る貨物が侵害物品に該当するか否か認定しがたい理由をできる限り詳細に記載する。また、添付資料には対象認定手続において当事者が提出した証拠又は意見の写し及び対象認定手続が輸入差止申立てに係るものである場合は、当該輸入差止申立ての際に申立人が提出した資料(申立人が非公開としている資料を除く。)の写しを含むものとする。

- (5) 総括知的財産調査官及び対象認定手続を執っている税関の本関知的財

産調査官は、意見聴取の場において、当事者が参加する場合は当該当事者の参加の下、専門委員の意見を聴取するものとする。この場合において、一方の当事者が自己以外の者を参加させることを求める場合は、他方の当事者に意見を聴いて、問題がない場合は参加させることとして差し支えない。

- (6) 対象認定手続に係る貨物が侵害物品に該当するか否かについての専門委員の意見は、原則として後日総括知的財産調査官を経由して「意見書」(T-2135)(対象認定手続を執っている税関の税関長宛てであり、当該対象認定手続が特定されているのであれば、適宜の様式でも差し支えないものとする。)を提出することによるものとする。意見書の提出があつた場合は、対象認定手続を執っている税関の本関知的財産調査官は、その写しを遅滞なく当事者に送付するものとする。

なお、当事者には、当事者が専門委員の意見を知った日から5日以内の期限を付して、意見を提出することを認めることとする。

- (7) 専門委員を委嘱した税関長は、専門委員の意見を聴いた後対象認定手続に係る貨物について侵害の該否が認定された場合は、「認定手続における専門委員意見照会に係る貨物の認定結果通知書」(T-2136)により、その旨を遅滞なく専門委員に通知するものとする。
- (8) 「認定手続における専門委員意見照会書」の発出後であつて専門委員の意見が提出される前に、当事者の和解その他の理由により、侵害の該否の認定を行つたとき又は対象認定手続が取りやめられたときは、対象認定手続を執っていた税関の本関知的財産調査官は、「認定手続における専門委員意見照会に係る回答不要通知書」(T-2137)により、その旨を遅滞なく専門委員に通知するものとする。

第6 関税率法基本通達(昭和47年3月1日蔵関第101号)の一部を次のように改正する。

1. 13-5の(3)中「営業年度」を「事業年度」に、「営業報告書」を「事業報告書」に改める。

2. 13-22を次のように改める。

(法人の合併等の取扱い)

13-22 製造工場の承認を受けている法人が合併又は分割(以下この項において「合併等」という。)することに伴いその承認が失効するため、合併等の後も引き続き製造工場の承認を受けようとする場合は、合併等の後に存続する法人又は合併等により設立される法人について、その合併等がなされることを前提として事前に承認の申請手続を行わせ、合併等の効力発生日(新法人の設立にあつては登記(成立)の日)に承認するものとする。

この場合において、合併等の後に存続する法人又は合併等により設立される法人の承認の申請に係る関係書類は、事前に提出された書類により処理し、

合併等の効力発生後に正式に登記された法人の関係書類と差し替えることにより処理して差し支えないものとする。

また、合併等のほか、組織変更等会社の種類を変更する場合（例えば、合資会社から株式会社への変更等）においても同様に取り扱うものとする。

3. 19-2 中「承認を受けている法人が合併する場合の取扱い」を「法人の合併等の取扱い」に改める。

第7 関税暫定措置法基本通達（昭和48年8月15日蔵関第1150号）の一部を次のように改正する。

1. 第6節及び第7節を次のように改める。

第6節 削除

第7節 削除

2. 8-1の(3)中「第44条」を「第20条」に改める。

3. 8-3中「第44条」を「第20条」に改める。

4. 8-4中「第46条」を「第22条」に改める。

5. 8-5の(1)中「第47条」を「第23条」に改め、同項の(2)中「第47条」を「第23条」に改め、「交付する。」の次に「なお、関税法第7条の2の規定に基づく特例申告に係る指定貨物にあつては、輸入者（その代理である通関業者を含む。）が当該附属書の税關確認印欄に特例申告である旨を記載（例えば、「特例申告」と明瞭に記載）することにより取り扱うものとする。」を加え、「特例申告」と明瞭に記載することにより取り扱うものとする。」を加え、同項の(3)中「第47条」を「第23条」に改め、同項の(4)中「第46条」を「第22条」に改め、「押なつする」の次に「。関税法第7条の2の規定に基づく特例申告に係る指定貨物にあつては、輸入者（その代理である通関業者を含む。）が当該契約実績表の税關確認印欄に特例申告である旨を記載（例えば、「特例申告」と明瞭に記載）することにより取り扱うものとする」を加える。

6. 8-8の(1)中「第46条」を「第22条」に改める。

7. 8-10中「第48条」を「第24条」に改める。

8. 8の2-1の(1)のイ中「並びに同項前段を準用する第8条の5第2項((精製銅に係る特惠関税の適用に関する特例))」を削り、同項の(1)のロ中「第51条」を「第27条」に、「第53条」を「第29条」に、「第52条」を「第28条」に改め、同項の(1)のハ中「第50条」を「第26条」に、「第54条」を「第30条」に改め、同項の(1)のホ中「第55条」を「第31条」に改める。

9. 8の2-3中「第50条」を「第26条」に改める。

10. 8の2-4中「第51条」を「第27条」に改め、同項の(2)中「第55条」を「第31条」に改める。

11. 8の2-4の2中「第51条」を「第27条」に改める。

12. 8の2-5中「第51条」を「第27条」に改め、同項の(2)中「取扱つて」を「取り扱つて」に改める。

13. 8の2-5の2中「第51条」を「第27条」に改める。

14. 8の2-6の本文中「第51条」を「第27条」に、「第50条」を「第26条」に改め、同項の(2)の中「第50条」を「第26条」に改め、同項の(2)のハの(ロ)中「第55条」を「第31条」に改め、同項の(4)中「第53条」を「第29条」に改め、同項の(5)中「第55条」を「第31条」に改める。
15. 8の2-7中「第52条」を「第28条」に、「第53条」を「第29条」に改める。
16. 8の2-8及び8の2-9中「第52条」を「第28条」に改める。
17. 8の2-11中「第53条」を「第29条」に改める。
18. 8の2-12中「第54条」を「第30条」に改める。
19. 8の2-13の見出しを「(累積加工・製造証明書の要件)」に改め、同項中「第54条」を「第30条」に改め、同項の(2)中「第50条」を「第26条」に改める。
20. 8の2-14中「第50条」を「第26条」に改める。
21. 8の2-15中「第55条」を「第31条」に改める。
22. 8の2-17中「第51条」を「第27条」に改める。
23. 8の6-1中「第8条の6」を「第8条の5」に改め、同項を8の5-1とする。
24. 8の7-1中「第8条の7」を「第8条の6」に、「第8条の8」を「第8条の7」に改め、同項を8の6-1とする。
25. 8の7-2中「第8条の7」を「第8条の6」に改め、同項を8の6-2とする。
26. 8の9-1の(1)中「第63条」を「第35条」に改め、同項の(2)中「第62条第1項第8号」を「第34条第1項第7号」に改め、同項の(3)中「第62条第1項第9号」を「第34条第1項第8号」に改め、同項の(4)中「第62条」を「第34条」に、「第20号」を「第16号」に、「第63条」を「第35条」に改め、同項の(5)中「第63条」を「第35条」に、「第62条」を「第34条」に、「第10号」を「第9号」に、「第8号」を「第7号」に、「第20号」を「第16号」に改め、同項の(6)中「第62条」を「第34条」に改める。
27. 8の9-2中「第62条」を「第34条」に改め、同項の(3)中「第63条」を「第35条」に、「文部科学省スポーツ・青年局長」を「文部科学省スポーツ・青少年局長」に改め、同項の(4)を次のように改める。
 - (4) 令第35条第3項((輸入申告者の限定))に規定する「物品の配分を行う者」とは、文部科学省スポーツ・青少年局長又は厚生労働省雇用均等・児童家庭局長が学校等給食用脱脂粉乳の配分を行う者として証明する者であつて、農林水産省生産局長が適當と認める者である。具体的には、当該物品に対して農林水産大臣が発給する関税割当証明書の受給者であるので、留意する。
28. 8の9-3中「第62条」を「第34条」に、「第69条」を「第47条」に改める。

29. 8の9－4中「第62条」を「第34条」に改める。
30. 8の9－5の本文中「第62条第1項第8号」を「第34条第1項第7号」に、「第9号」を「第8号」に改め、同項の(2)中「第63条」を「第35条」に改め、同項の(3)中「第63条」を「第35条」に改める。
31. 8の9－6の(1)のイ及びハ中「八号物品使用者」を「七号物品使用者」に改め、同項の(2)及び(7)中「第63条」を「第35条」に改める。
32. 8の9－7中「第62条第1項第10号」を「第34条第1項第9号」に改める。
33. 8の9－8中「令第62条第1項第14号((石油化学製品製造用原油))に掲げる原油、第15号」を「令第34条第1項第13号」に、「第16号」を「第14号」に、「第17号」を「第15号」に、「その他の原油、揮発油」を「その他の揮発油」に改め、同項の(1)中「令第62条第14号に掲げる原油、同条第15号」を「令第34条第1項第13号」に改め、同項の(6)を削る。
34. 8の9－9を次のように改める。
(石油化学製品製造用揮発油等について「製造に使用するもの」の意義)
8の9－9 令第34条第1項第13号((石油化学製品製造用揮発油))に掲げる揮発油、第14号((石油化学製品製造用灯油))に掲げる灯油及び第15号((石油化学製品製造用軽油))に掲げる軽油について、法の別表第1 第2710.11号の1の(1)のCの(1)、第2710.11号の1の(2)のBの(2)の(i)、第2710.19号の1の(1)のBの(2)の(i)、第2710.11号の1の(3)の(1)及び第2710.19号の1の(2)の(1)に規定する「製造に使用するもの」とは、当該製品の製造工程において、直接使用されるものをいう。したがって、例えば原料用揮発油の分解のための熱源として炉内において金属製反応管の外部で消費される(外熱方式)揮発油も含まれる。
35. 8の9－10中「第62条第1項第20号」を「第34条第1項第16号」に改め、同項の(1)及び(2)中「第2710.19号の1の(3)のAの(2)の(i)」を「第2710.19号の1の(3)のAの(b)の(1)」に改め、同項の(6)中「第63条」を「第35条」に改める。
36. 8の9－11中「第63条」を「第35条」に改め、同項の(1)中「第62条」を「第34条」に改め、同項の(2)中「第62条第1項第8号」を「第34条第1項第7号」に改め、同項の(3)中「第62条第1項第9号」を「第34条第1項第8号」に改め、同項の(4)中「第62条第1項第11号」を「第34条第1項第10号」に改め、同項の(5)中「第62条第1項第20号」を「第34条第1項第16号」に改める。
37. 8の9－12を削り、8の9－13中「第63条」を「第35条」に改め、同項を8の9－12とし、8の9－14中「第63条」を「第35条」に、「税関様式P－8010」を「P－8010」に改め、同項を8の9－13とし、8の9－15中「第63条」を「第35条」に改め、同項を8の9－14とする。
38. 9－1の(5)中「第62条」を「第34条」に改める。
39. 9－2の(1)のロ中「第62条」を「第34条」に改め、同項の(1)のハ中「第

- 62条第1項第20号」を「第34条第1項第16号」に改め、同項の(3)中「第64条」を「第36条」に改める。
40. 10-1中「第65条」を「第37条」に改める。
41. 10-2中「第66条」を「第38条」に改める。
42. 10の2-1中「第67条」を「第39条」に、「第64条」を「第36条」に改める。
43. 10の4-1の(2)中「第67条の3」を「第41条」に改め、同項(3)中「第67条の3」を「第41条」に改める。
44. 10の4-3の本文中「第67条の4」を「第42条」に改め、同項の(2)中「第67条の5」を「第43条」に改める。
45. 10の4-5中「第67条の7」を「第45条」に改める。

第8 特例法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第103号）の一部を次のように改正する。

第5章3-1の（注）中「平成14年6月30日現在」を「平成18年3月1日現在」に改め、表を別紙1のように改める。

第9 とん税法及び特別とん税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第104号）の一部を次のように改正する。

1. 4-4の(1)中「商法第40条」を「会社法（平成17年法律第86号）第918条」に改める。
2. 同項の(2)中「商法第479条第2項及び第3項((外国法人の代表者及び営業所の登記))」を「会社法第933条((外国会社の登記))」に改める。
3. 4-5中「商法第479条((外国法人の代表者及び営業所の登記))」を「会社法第933条」に改める。

第10 外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号）の一部を次のように改正する。

1. 25中「同中第10号」を「前記24中第10号」に改める。
2. 38の(2)中「外国貨物船移届」を「外国貨物船（機）移届」に改める。
3. 別紙第2中

「 | 1012 東京税關東京航空貨物出張所 | を
「 | 1012 東京税關東京航空貨物出張所 | に、
「 | 4012 大阪税關大阪航空貨物出張所 | を
「 | 4012 大阪税關大阪航空貨物出張所 | に、
「 | 4602 敦賀税關支署福井出張所 | を
「 | 4602 敦賀税關支署福井出張所 | に改める。

4. 別紙第7中

「	12016 法第20条の2第1項 令第57条第6号	〃 (子牛育成用飼料調 製品)	」を
「	12016 法第20条の2第1項 令第57条第6号 12021 法第20条の2第1項 令第57条第6号の2	〃 (子牛育成用飼料調 製品) 〃 (製油原料用重油及 び粗油)	」に、
「	27054 法第8条第1項第1号 令第44条第1項 27055 法第8条第1項第2号 令第44条第3項 27057 法第8条第1項第3号 令第44条第5項 27058 法第8条第1項第4号 令第44条第7項 28041 法第8条の9第1項 令第62条第1項第1号 28042 法第8条の9第1項 令第62条第1項第2号 28043 法第8条の9第1項 令第62条第1項第3号 28044 法第8条の9第1項 令第62条第1項第4号 28008 法第8条の9第1項 令第62条第1項第5号 28001 法第8条の9第1項 令第62条第1項第6号 28004 法第8条の9第1項 令第62条第1項第8号 28038 法第8条の9第1項 令第62条第1項第9号	加工又は組立てのため輸 出された貨物を原材料と した製品の減税 （革製バッグ、革 製衣類等） 〃 （じゅうたん、ニ ット製衣類、織物 製衣類等） 〃 （革製履物の甲） 〃 （革製の自動車用 腰掛けの部分品） 軽減税率等適用品目 （学校給食用ミル ク及びクリーム） 〃 （配合飼料製造用 ミルク及びクリー ム） 〃 （配合飼料製造用 ホエイ等） 〃 （乳幼児用調製粉 乳製造用ホエイ 等） 〃 （プロセスチーズ の原料用のチーズ 及びカード） 〃 （コーンスターク 製造用とうもろこ し） 〃 （丸粒とうもろこ し） 〃 （コーンフレーク 等製造用とうもろ	

28045	法第8条の9第1項 令第62条第1項第10号	〃 こし) (でん粉糖等製造用とうもろこしでん粉等)	
28009	法第8条の9第1項 令第62条第1項第11号	〃 (アルコール製造用糖みつ)	
28030	法第8条の9第1項 令第62条第1項第12号	〃 (チョコレート製造用のココアを含有する調製食料品)	
28003	法第8条の9第1項 令第62条第1項第13号	〃 (トマトケチャップ等製造用のトマトピューレー及びトマトペースト)	
28060	法第8条の9第1項 令第62条第1項第14号	〃 (石油化学製品製造用原油)	
28011	法第8条の9第1項 令第62条第1項第15号	〃 (石油化学製品製造用揮発油)	
28061	法第8条の9第1項 令第62条第1項第16号	〃 (石油化学製品製造用灯油)	
28062	法第8条の9第1項 令第62条第1項第17号	〃 (石油化学製品製造用軽油)	
28012	法第8条の9第1項 令第62条第1項第19号	〃 (製油原料用重油及び粗油)	
28019	法第8条の9第1項 令第62条第1項第20号	〃 (農林漁業用重油及び粗油)	
28037	法第8条の9第1項 令第62条第1項第21号	〃 (電解精製用鉛の塊〔課税価格が165.37円/kg超のもの〕)	
28063	法第8条の9第2項 令第62条第2項	〃 (トマトケチャップ等製造用のトマトピューレー及びトマトペースト)	」を
「	27054 法第8条第1項第1号 令第20条第1項	加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の減税 (革製バッグ、革製衣類等)	
	27055 法第8条第1項第2号 令第20条第3項	〃 (じゅうたん、ニット製衣類、織物製衣類等)	
	27057 法第8条第1項第3号 令第20条第5項	〃 (革製履物の甲)	

27058	法第8条第1項第4号 令第20条第7項	〃 (革製の自動車用 腰掛けの部分品)	
28041	法第8条の9第1項 令第34条第1項第1号	軽減税率等適用品目 (学校給食用ミルク及びクリーム)	
28042	法第8条の9第1項 令第34条第1項第2号	〃 (配合飼料製造用 ミルク及びクリーム)	
28043	法第8条の9第1項 令第34条第1項第3号	〃 (配合飼料製造用 ホエイ等)	
28044	法第8条の9第1項 令第34条第1項第4号	〃 (乳幼児用調製粉 乳製造用ホエイ等)	
28008	法第8条の9第1項 令第34条第1項第5号	〃 (プロセスチーズ の原料用のチーズ 及びカード)	
28001	法第8条の9第1項 令第34条第1項第6号	〃 (コーンスターク 製造用とうもろこし)	
28004	法第8条の9第1項 令第34条第1項第7号	〃 (丸粒とうもろこし)	
28038	法第8条の9第1項 令第34条第1項第8号	〃 (コーンフレーク 等製造用とうもろこし)	
28045	法第8条の9第1項 令第34条第1項第9号	〃 (でん粉糖等製造 用とうもろこしで ん粉等)	
28009	法第8条の9第1項 令第34条第1項第10号	〃 (アルコール製造 用糖みつ)	
28030	法第8条の9第1項 令第34条第1項第11号	〃 (チョコレート製 造用のココアを含 有する調製食料 品)	
28003	法第8条の9第1項 令第34条第1項第12号	〃 (トマトケチャッ プ等製造用のトマ トピューレー及び トマトペースト) 〃 (石油化学製品製 造用揮発油)	
28011	法第8条の9第1項 令第34条第1項第13号	〃 (石油化学製品製 造用灯油)	
28061	法第8条の9第1項 令第34条第1項第14号	〃 (石油化学製品製 造用軽油)	
28062	法第8条の9第1項 令第34条第1項第15号	〃 (農林漁業用重油 及び粗油)	
28019	法第8条の9第1項		

28037	令第 34 条第 1 項第 16 号 法第 8 条の 9 第 1 項 令第 34 条第 1 項第 17 号	ノ (電解精製用鉛の塊 [課税価格が 165.37 円/kg 超のもの]) ノ (トマトケチャップ等製造用のトマトピューレー及びトマトペースト)	」に改める。
28063	法第 8 条の 9 第 2 項 令第 34 条第 2 項		

5. 別紙第 8 中「□ 新聞発表フォーム」を「□ 報道発表フォーム」に改める。

第 11 条約等基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 106 号）の一部を次のように改正する。

1. 第 2 章 2-22 の次に次のように加える。

2-23 1965 年の国際海上交通の簡易化に関する条約（平成 17 年条約第 5 号）

この条約に加盟している国は、別紙 5 のとおりであるが、この条約の規定は、関税法にその趣旨が織り込まれているので、この実施に当たつては、国内法令どおり取り扱つて差し支えない。

2. 別紙 4 を別紙 2 に改める。
3. 別紙 5 を別紙 3 に改める。
4. 別紙 6 を別紙 4 に改める。

第 12 税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）の一部を次のように改正する。

1. 税関様式 C 第 1143 号を別紙 5 のように定める。
2. 税関様式 C 第 1144 号を別紙 6 のように定める。
3. 税関様式 C 第 1145 号を別紙 7 のように定める。
4. 税関様式 C 第 1146 号を別紙 8 のように定める。
5. 税関様式 C 第 1147 号を別紙 9 のように定める。
6. 税関様式 C 第 2210 号を別紙 10 のように改める。
7. 税関様式 C 第 3250 号を別紙 11 のように改める。
8. 税関様式 C 第 3260 号を別紙 12 のように改める。
9. 税関様式 C 第 3260 号の裏面を別紙 13 のように改める。
10. 税関様式 C 第 3380 号を別紙 14 のように改める。
11. 税関様式 C 第 5081 号を別紙 15 のように改める。
12. 税関様式 C 第 5293 号の次に別紙 16 のように加える。
13. 税関様式 C 第 5300 号を別紙 17 のように改める。
14. 税関様式 C 第 6020 号を別紙 18 のように改める。
15. 税関様式 C 第 8035 号を別紙 19 のように改める。
16. 税関様式 C 第 9315 号を別紙 20 のように改める。

17. 税関様式T第1010号を別紙21のよう改める。
18. 税関様式T第1065号を別紙22のよう改める。
19. 税関様式T第1875号-1を税関様式T第1873号-1とし、税関様式T第1875号-2を税関様式T第1873号-2とし、税関様式T第1875号-3を税関様式T第1873号-3とし、税関様式T第1873号-3の次に別紙23のよう定める。
20. 税関様式T第1875号を別紙24のよう定める。
21. 税関様式T第1876号を別紙25のよう定める。
22. 税関様式T第1877号を別紙26のよう定める。
23. 税関様式T第1878号を別紙27のよう定める。
24. 税関様式T第1879号を別紙28のよう定める。
25. 税関様式T第2070号中「輸入差止申立人」を「特許権者等又は輸入者等」に改め、「同条第2項」の次に「又は第9項」を加える。
26. 税関様式T第2080号中「第21条の4第1項に規定する特許庁長官への意見を求める請求がありましたので、関税定率法施行令第61条の11第2項」を「関税定率法第21条の4第2項又は第9項の規定により特許庁長官の意見を求めるので、関税定率法施行令第61条の11第3項」に改める。
27. 税関様式T第2090号中「第21条の4第2項」の次に「又は第9項」を、「同条第5項」の次に「(同条第10項において準用する場合を含む。)」を加える。
28. 税関様式T第2090号中「第21条の4第6項」の次に「(同条第10項において準用する場合を含む。)」を加える。
29. 税関様式T第2130号を税関様式T第2122号とし、税関様式T第2131号を税関様式T第2123号とし、税関様式T第2132号を税関様式T第2124号とし、税関様式T第2133号を税関様式T第2125号とし、税関様式T第2134号を税関様式T第2126号とし、税関様式T第2136号を税関様式T第2127号とし、税関様式T第2137号を税関様式T第2128号とし、税関様式T第2138号を税関様式T第2129号とし、税関様式T第2139号を税関様式T第2130号とし、税関様式T第2130号の次に別紙29のよう定める。
30. 税関様式T第2133号を別紙30のよう定める。
31. 税関様式T第2134号を別紙31のよう定める。
32. 税関様式T第2135号を別紙32のよう定める。
33. 税関様式T第2136号を別紙33のよう定める。
34. 税関様式T第2137号を別紙34のよう定める。
35. 税関様式P第7400号を削る。
36. 税関様式P第7410号を削る。
37. 税関様式P第7420号を削る。
38. 税関様式P第7550号を削る。
39. 税関様式P第7560号を削る。

40. 税関様式P第7570号を削る。
41. 税関様式P第7580号を削る。
42. 税関様式P第7700号を別紙35のように改める。
43. 税関様式P第8013号を別紙36のように改める。
44. 税関様式P第8200号を別紙37のように改める。
45. 税関様式P第9510号を別紙38のように改める。
46. 税関様式P第9600号を別紙39のように改める。

(II 記載要領及び留意事項の一部改正)

1. 保税作業終了届（C-3260）中「「価格」欄には、外国貨物については、移入承認書記載の価格により記載する。使用数量が、移入承認数量の一部である場合は、あん分計算により価格を算出して記載する。内国貨物については、原則として卸売価格を記載するが、卸売価格が明らかでない場合は、工場の買入れ価格その他の価格で差し支えない。ただし、この場合には、その建値の種類を注記するものとする。」及び「「価格」欄には、製品の価格を原則としてFOB価格により記載する。ただし、FOB価格が明らかでない場合には、工場渡し価格で差し支えない。この場合、その建値の種類を注記するものとする。」を削る。
2. 輸入（納税）申告書（内国消費税等課税標準数量等申告書兼用）（C-5020）のⅢの＜関税法第7条の2（（申告の特例））の規定を適用する貨物の輸入申告書及び特例申告書の記載要領＞の（1）のハのホ中「67-4-15」を「67-4-17」に改める。
3. 輸入（納税）申告書（内国消費税等課税標準数量等申告書兼用）（C-5020）のⅢの＜関税法第7条の2（（申告の特例））の規定を適用する貨物の輸入申告書及び特例申告書の記載要領＞の（2）のニ中「第50条」を「第26条」に、「第55条」を「第31条」に、「暫令55-1-2」を「暫令31-1-2」に改める。
4. 関税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の変更の届出書（C-9340）の次に次のように加える。

特定輸出者承認申請書（C-9400）

「関税法第67条の3第1項の適用を受けて輸出申告しようとする貨物の品名」欄に記載すべき品名が複数ある場合には、適宜別紙に記載の上、添付する。

「関税法第67条の4第1号のイからホまでのいずれかに該当する事実の有無（該当する事実がある場合にはその内容）」欄における関税法第67条の4第1項のニに係る範囲は、税関手続等を委任する通関業者を含めて、その該否を確認して記載することとなるので留意する。

「輸出関係帳簿及び書類の保存状況」欄には、備付け、保存している帳簿の名称、保存している書類の名称並びにそれぞれの保存年数を記載する。この場合、当該帳簿書類が国税関係帳簿書類として電磁的記録等による保存等の承認

を受けているかどうかを併せて記載する。

「その他参考となるべき事項」欄には、特定輸出者の承認を受けようとするにあたり参考となるべき事項を記載する。具体的には、会社概況、社内の組織、役員名及びその履歴、特定輸出申告を行う予定の官署名、貨物の輸出統計品目番号又は定率法別表の項若しくは号の番号及び法第70条第1項又は第2項に該当する他の法令の有無、貨物の蔵置が予定される場所及び外国貿易船又は外国貿易機への積込みが予定される開港又は税関空港の名称、貨物が最終的に仕向けられる場所として予定されている国又は地域、輸出業務に携わる担当者の氏名及び職名、税関手続（輸出貨物に係る税関手續に限る。）を委託している通関業者の氏名又は名称及び住所並びに責任者の氏名、税関手續の委託先である通関業者が通関業法基本通達（昭和47年通関第105号）5-2の(2)のハに規定する法令遵守のための社内管理規則を整備している場合にはその旨、輸出貨物の管理（法第67条の4第2号（承認の要件）の貨物の管理をいう。）を申請者以外の者に委託している場合にあつては、その者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに責任者の氏名等について記載するが、これらの事項が法令遵守規則に記載されている場合又はこれらの事項を明らかにする書類が添付されている場合には、その記載されている範囲又はその明らかにされている範囲において、承認申請書への記載を省略又は簡略化することができる。

「特定輸出者承認申請担当者の氏名、所属及び連絡先」欄には、本申請に係る担当者の氏名、所属部署及び連絡先（電子メールアドレスを含む。）を記載し、通関業者による代理申請の場合には、通関業者についても同様に記載することとするが、この場合において申請者が法人の場合には、法人登記事項証明書を、個人の場合には、本人確認が可能な書類（例えば、住民票の写し等）を添付する。

特定輸出者承認内容変更届（C-9430）

＜記載事項＞

変更届には、届出者の住所、氏名又は名称及び輸出入者符号並びに承認番号及び承認年月日を記載するものとし、法人の場合には、代表者名を併せて記載する。また、変更する事項及びその理由並びに変更事実の発生年月日を明記し、併せて、関税法第67条の4第1号イからニのいずれかに該当する事実の有無（該当する事実がある場合には、その内容）を記載する。

＜提出の時期＞

特定輸出者の承認に係る内容のうち、特定輸出者の住所及び氏名又は名称、特定輸出申告対象貨物に係る定率表別表の項の番号の追加又は法第70条第1項又は第2項の該当の有無、貨物の蔵置（予定）場所、積込港、税関手續を委託している通関業者、輸出貨物の管理を行つている者及び法令遵守規則の内容（税関手續の方法及び手順並びに貨物管理に係る事項の変更に限る。）に変更

があつた場合には、その変更の後速やかに、これら以外の事項の変更については、当該変更手続に併せて変更届を提出する。

<添付書類>

変更届には、次の書類を添付する。

イ 特定輸出者の住所、氏名又は名称に変更があつた場合には、登記事項証明書（又は住民票の写し等）

ロ 役員(代表者を含む。)、代理人又は使用人その他の従業者に変更があつた場合には、変更の内容を明示した書類（一覧表等）及び変更役員に係る履歴書

ハ 法令遵守規則に変更があつた場合には、変更後の法令遵守規則

5. 臨時開庁手数料軽減区域届出書（C-8035）中「臨時開庁手数料軽減区域届出書」を「臨時開庁手数料軽減区域（新規・変更）届出書」に改め、「届出区域に所在する港湾施設」を次のように加える。

新規に届出を行う場合には、様式中の「変更」を抹消（「変更」と訂正）し、届出内容の変更のための届出の場合には、様式中の「新規」を抹消（「新規」と訂正）する。

6. 輸入差止申立書(保護対象商品等表示等関係)(T-1875)中「輸入差止申立書(保護対象商品等表示等関係)(T-1875)」を「輸入差止申立書(保護対象商品等表示等関係)(T-1873)」に改め、輸入差止申立書(保護対象商品等表示等関係)(T-1873)の次に次のように加える。

輸入差止申立てにおける専門委員意見照会実施通知書（T-1874）

「2. 専門委員として意見を聞くことを予定している者」欄には、専門委員候補の中から当該意見聴取の場に参加可能な者であって、当該意見の求めに係る輸入差止申立てに係る事案の申立人及び予想される輸入者と特別な利害関係を有しない者として選定した3名の氏名及び職名（弁護士、弁理士、○○大学△△学部教授等）を記載する。

「3. 輸入差止申立てに係る権利の内容等」欄には、輸入差止申立書に記載されている内容のうち、輸入差止申立てに係る権利の内容等、「公表」とされている事項について記載する。

委嘱状（T-1875）

「期間」欄のうち、「至」の項には、包括的な委嘱でない場合には「別途通知する輸入差止申立ての受理若しくは不受理の日又は意見を述べる必要がなくなった日まで」と、包括的な委嘱の場合には委嘱の日から2年を経過する日を、それぞれ記載する。

輸入差止申立てにおける専門委員意見照会に係る輸入差止申立ての受理・不受理結果通知書（T－1878）

「理由」欄には、通知をする者が包括的に委任した者である場合を除き、当該日をもって当該輸入差止申立てに係る専門委員の委嘱期間が満了する旨を併せて記載する。

7. 輸入差止情報提供書(T－1920)の次に次のように加える。

特許庁長官意見照会書（T－2070）

特許権者等の求めによる場合は「又は輸入者等」及び「又は第9項」を、輸入者等の求めによる場合は「特許権者等又は」及び「又は第9項」を、特許権者等又は輸入者等の求めによらない場合は「第1項の規定に基づき特許権者等又は輸入者等から特許庁長官の意見を聴くことの求めがあったので、同条第2項又は」を、それぞれ2本の線で消し込んで使用する。

特許庁長官意見照会に係る意見徵求書（T－2080）

関税定率法第21条の4第2項の規定による場合は「又は第9項」を、同条第9項の規定による場合は「第2項又は」を、それぞれ2本の線で消し込んで使用する。

特許庁長官意見照会実施通知書（T－2090）

関税定率法第21条の4第2項の規定による場合は「又は第9項」を、同条第9項の規定による場合は「第2項又は」を、それぞれ2本の線で消し込んで使用する。

認定手続における専門委員意見照会実施通知書（T－2132）

「2. 専門委員として意見を聴くことを予定している者」欄には、専門委員候補の中から当該意見聴取の場に参加可能な者であって、当該意見の求めに係る輸入差止申立てに係る事案の申立人及び予想される輸入者と特別な利害関係を有しない者として選定した3名の氏名及び職名（弁護士、弁理士、○○大学教授等）を記載する。

委嘱状（T－2133）

「期間」欄のうち、「至」の項には、包括的な委嘱でない場合には「別途通

知する侵害の該否の認定の日又は意見を述べる必要がなくなった日まで」と、包括的な委嘱の場合には委嘱の日から2年を経過する日を、それぞれ記載する。

認定手続における専門委員意見照会に係る貨物の認定結果通知書（T-2136）

「理由」欄には、通知をする者が包括的に委任した者である場合を除き、当該日をもって当該認定手続に係る専門委員の委嘱期間が満了する旨を併せて記載する。

8. 石油化学製品製造用揮発油等の使用数量の届出書(P-7410)を削る。
9. 石油化学製品製造用揮発油等の関税還付申請書(P-7420)を削る。
10. 石油アスファルト等製造工場の承認申請書(P-7550)を削る。
11. 石油アスファルト等の関税還付申請書(P-7560)を削る。
12. 石油等の残留物の移入に係る帳簿(P-7570)を削る。
13. 石油コークスの製造工場への移出に係る証明書(P-7580)を削る。
14. 加工・組立輸出貨物確認申告書（P-7700）中「第46条」を「第22条」に改める。
15. Certificate of Origin（原産地証明書）(P-8210) の「第8欄の記入方法」欄中「(注) この通達の施行前の原産地証明書の記載要領により提出されてきたものについては、有効なものとして取り扱う。」を削る。
16. 通関業務取扱台帳（B-1170）及び通関業営業報告書（B-1190）中「ト」を「チ」に改める。

第13 石油の数量査定及び価格鑑定について（昭和34年2月12日蔵税第199号）の一部を次のように改正する。

(3)中「第8条の7」を「第8条の9」に、「同法別表1(A) 第2710.00号-1-(4)-A-[2]-[i]」を「同法別表第1第2710.19号の1の(3)のAの(b)の(1)」に改める。

第14 輸入申告書の添付書類の簡素合理化について（昭和57年3月25日蔵関第326号）の一部を次のように改正する。

1の(1)中「シンガポール協定原産地証明書」の次に「、令第61条第1項第3号イに規定するメキシコ協定原産地証明書」を加え、「第51条」を「第27条」に改め、4の本文中「シンガポール協定原産地証明書」の次に「、メキシコ協定原産地証明書」を加える。

第15 製造たばこの小売定価の認可の申請等に伴う輸入価格確認事務取扱要領（昭和60年3月27日蔵関第320号）の一部を次のように改正する。

1. 1の(1)のイ中「第29号」を「第30号」に改める。

2. 2の(1)のイ中「第30号」を「第31号」に改める。
3. 記載要領の6中「第30条別紙様式第29号」を「第30条別紙様式第30号」に、「第31条別紙様式第30号」を「第31条別紙様式第31号」に改める。

第16 海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成11年10月7日蔵関第801号）の一部を次のように改正する。

第1章第3節3－1中「関税法基本通達16-3（貨物の船移し）の規定により他の外国貿易船に積み替えられる貨物及び関税法基本通達21-1（外国貨物の仮陸揚の範囲）(2)のハからトまでのいずれかに該当する」を「関税法基本通達21-1（外国貨物の仮陸揚の範囲）(2)のハからトまでのいずれかに該当する貨物及び同通達21-6（貨物の船移し）の規定により他の外国貿易船に積み替えられる」に改める。

第17 「アルコール事業法に係るアルコールの輸入通関の際における取扱いについて」（平成13年3月29日財関第271号）の一部を次のように改正する。

1. 別紙の記の1の(2)の②中「又は新エネルギー・産業技術総合開発機構」を削る。
2. 別紙の記の3を次のように改める。

3 留意事項

上記2の(1)及び(2)イについては、アルコール輸入事業者から保税地域内でアルコールの転売を受けた、法第3条第1項の規定により経済産業大臣の許可を受けた者（製造事業者）、法第21条第1項の規定により経済産業大臣の許可を受けた者（販売事業者）、法第26条第1項の規定により経済産業大臣の許可を受けた者（許可使用者）及び法第2条第4項に規定する特定アルコールの譲渡を受けた者が輸入申告を行う際には、アルコールを輸入した輸入事業者の輸入許可書の写しに当該アルコールが輸入事業者から譲渡されたものであることを証する書類（売買契約書等）を添付したものと関税法第70条に規定する他法令の証明とされたい。

3. 別紙の記の4中「アルコール課」を「化学課アルコール室」に改める。

第18 航空貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成13年9月25日財関第781号）の一部を次のように改正する。

1. 第1章第2節2－1中「関税法基本通達16-3（貨物の機移し）の規定により他の外国貿易機に積み替えられる貨物及び関税法基本通達21-1（外国貨物の仮陸揚の範囲）(2)のハからトまでのいずれかに該当する」を「関税法基本通達21-1（外国貨物の仮陸揚の範囲）(2)のハからトまでのいずれかに該当する貨物及び同通達21-6（貨物の機移し）の規定により他の外国貿易機に積み替えられる」に改める。

2. 1の2－1の(4)中「及び暫定法第8条の6」を「、暫定法第8条の5」に改

め、「(関税割当制度の準用)」の次に「、同法第8条の6((メキシコ協定に基づく関税割当制度等)及び同法第8条の7((メキシコ協定に基づく市場の開拓等を目的とした関税割当制度))」を加える

3. 1の2－1の(5)中「第8条の7」を「第8条の9」に改める。

第19 ポリエステル短纖維に対して課する不当廉売関税に関する取扱いについて
(平成14年7月26日財関第598号)の一部を次のように改正する。

1. Iの1の(1)のイ中「第51条」を「第27条」に改める。
2. Iの1の(1)のロ中「第52条」を「第28条」に改める。
3. Iの1の(1)のハ中「第53条」を「第29条」に改める。
4. 別紙様式中「第52条」を「第28条」に改める。

第20 税関手続申請システムを使用して行わせることができる税関関係手続等及び利用申込手続の取扱いについて(平成15年2月28日財関第196号)の一部を次のように改正する。

1. 1－2の(38)中「8の7－10」を「8の9－10」に改める。
2. 2－1中「交付」を「提供」に改め、同項の(6)中「通関士」の次に「又は接続回線」を加える。
3. 2－4の次に次のように加える。
(システムによる利用申込手続)

2－5 省令第4条第6項の規定に基づく、省令第4条第1項及び第5条第1項の規定による届出並びに省令第4条第2項及び第5条第2項の規定による通知については、次による。

(1) 届出の方法

電子政府の総合窓口システム(e-Gov)(以下「窓口システム」という。)に用意されている「CUES利用者申込」の申請画面に必要事項を入力させるとともに、当該届出に係る情報に電子署名を行い、省令第4条第6項に規定する電子証明書と併せて事務管理課等へ送信させる。

(当該届出をシステムが受理すると窓口システムから届出者へ到達番号及び問合せ番号が発行される。)

(2) 事務管理課等の処理

事務管理課等のシステム端末に当該届出に係る情報(受理番号及び到達番号等)が出力されることから、事務管理課等は、当該届出に係る受理番号又は到達番号に基づき申請内容照会業務を行い、申請内容を確認するとともに、電子証明書の内容を確認する。(法人については、電子証明書に登録されている法人の名称と照会画面の「会社名・事業所等名」欄を、個人については電子証明書に登録されている所有者の名称と照会画面の「責任者名」欄に入力されている内容とを対査して同一性の確認を行う。)

また、通関業者が通関士登録（追加登録を含む。）を行う場合には、当該登録する通関士の通関士証票の写しを添付させることとする。

(3) システム担当へ依頼

事務管理課等は、上記(2)の到達番号を、システム担当へ電子メールにより送信し、システムへ利用者情報の登録等を依頼する。

(4) システム担当の処理

システム担当は、上記(3)により送信された到達番号に係る申請内容に基づき、利用者コードの付与、利用者情報のシステムへの登録等を行う。

(5) 事務管理課等への通知及び届出者への提供

システム担当は、事務管理課等からの依頼を受け利用者情報登録業務を行い、事務管理課等のシステム端末に利用者登録通知電文を出力させる。

ただし、上記(1)により受理した届出がシステムに登録されている内容の変更（通関士又は接続回線の追加登録の場合を除く。）又は解除に係るものである場合、手続が終了した旨の通知電文のみを送信する。

また、当該業務によって出力される確認電文又は手続きが終了した旨の通知電文は、届出者に窓口システムの状況確認から取得させ、システムに係る入出力用プログラムは、システムに係るホームページから提供することとする。

4. 別紙を別紙 40 のように改める。
5. 別紙 1 を別紙 41 のように改める。
6. 別紙様式 2 を別紙 42 のように改める。

第21 税関手続申請システムを使用して行う税関業務の取扱いについて（平成15年6月30日財関第673号）の一部を次のように改正する。

1. 第1章1－2中「申請等控」を「申請控等」に、「配信」を「通知」に改め、本文中に後段として次のように加える。

なお、電子政府の総合窓口システム（e-Gov）（以下「窓口システム」という。）を経由して申請等が行われ、当該申請等が受理された場合は、窓口システムから到達番号及び問合せ番号が発行される。

2. 第1章1－3の見出し中「照会」を「照会等」に改め、本文中に後段として次のように加える。

なお、申請者等が窓口システムを経由して行った申請等の処理状況を照会する場合には、窓口システムの状況確認業務により照会する到達番号及び問合せ番号を入力し、送信することにより行わせるものとする。

3. 第1章1－4の見出し中「撤回」を「撤回等」に改め、本文中に後段として次のように加える。

なお、申請者等が窓口システムを経由して行った申請等について取下げを行う場合には、状況確認業務を行った際に、窓口システムで管理している申請の

ステータスが到達又は審査中である場合に限り、状況確認画面から取下げを選択させ送信することにより行わせるものとする。

4. 第1章1－5中「受理番号」の次に「(窓口システム経由の場合は到達番号)」を加える。
5. 第2章第6節6－2の(1)に後段として次のように加える。

登記事項証明書の提出をシステムで行う場合は、当該申請情報に電子署名を行い、商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信させることをもって、登記事項証明書の提出に代えさせることができる。なお、必要に応じて財団法人民事法務協会登記情報提供センターから登記事項証明に係る照会番号及び発行年月日を取得させ、これを送信させる。

6. 第3章第4節4－26の(1)中「第53条」を「第29条」に改める。
7. 第3章第6節6－1の(1)に後段として次のように加える。

住民票の写し等の提出をシステムで行う場合は、当該申請情報に電子署名を行い、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項に基づき都道府県知事が作成した当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信させることをもって、住民票の写し等の提出に代えさせることができる。

登記事項証明書の提出をシステムで行う場合は、当該申請情報に電子署名を行い、商業登記法第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信させることをもって、登記事項証明書の提出に代えさせることができる。なお、必要に応じて財団法人民事法務協会登記情報提供センターから登記事項証明に係る照会番号及び発行年月日を取得させ、これを送信させる。

8. 第3章第6節6－4中「行わせるものとする。」の次に後段として次のように加える。

住民票の写し等の提出をシステムで行う場合は、当該申請情報に電子署名を行い、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第三条第一項に基づき都道府県知事が作成した当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信させることをもって、住民票の写し等の提出に代えさせることができる。

登記事項証明書の提出をシステムで行う場合は、当該申請情報に電子署名を行い、商業登記法第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信させることをもって、登記事項証明書の提出に代えさせることができる。なお、必要に応じて財団法人民事法務協会登記情報提供センターから登記事項証明に係る照会番号及び発行年月日を取得させ、これを送信させる。

9. 第3章第7節7－1の(1)に後段として次のように加える。

登記事項証明書の提出をシステムで行う場合は、当該申請情報に電子署名を行い、商業登記法第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信させることをもって、登記事項証明書の提出に代えさせることができる。なお、必要に応じて財団法人民事法務協会登記情報提供センターから登記事項証明に係る照会番号及び発行年月日を取得させ、これを送信させる。

10. 第3章第8節8－1の(1)に後段として次のように加える。

登記事項証明書の提出をシステムで行う場合は、当該申請情報に電子署名を行い、商業登記法第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信させることをもって、登記事項証明書の提出に代えさせることができる。なお、必要に応じて財団法人民事法務協会登記情報提供センターから登記事項証明に係る照会番号及び発行年月日を取得させ、これを送信させる。

11. 第4章第1節1－2に後段として次のように加える。

住民票の写し等の提出をシステムで行う場合は、当該申請情報に電子署名を行い、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第三条第一項に基づき都道府県知事が作成した当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信させることをもって、住民票の写し等の提出に代えさせることができる。

登記事項証明書の提出をシステムで行う場合は、当該申請情報に電子署名を行い、商業登記法第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信させることをもって、登記事項証明書の提出に代えさせることができる。なお、必要に応じて財団法人民事法務協会登記情報提供センターから登記事項証明に係る照会番号及び発行年月日を取得させ、これを送信させる。

12. 第4章第1節1－6の(1)に後段として次のように加える。

登記事項証明書の提出をシステムで行う場合は、当該申請情報に電子署名を行い、商業登記法第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信させることをもって、登記事項証明書の提出に代えさせることができる。なお、必要に応じて財団法人民事法務協会登記情報提供センターから登記事項証明に係る照会番号及び発行年月日を取得させ、これを送信させる。

13. 第4章第1節1－7の(1)に後段として次のように加える。

住民票の写し等の提出をシステムで行う場合は、当該申請情報に電子署名を行い、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第三条第一項に基づき都道府県知事が作成した当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信させることをもって、住民票の写し等の提出に代えさせることができる。

登記事項証明書の提出をシステムで行う場合は、当該申請情報に電子署名

を行い、商業登記法第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信させることをもって、登記事項証明書の提出に代えさせることができる。なお、必要に応じて財団法人民事法務協会登記情報提供センターから登記事項証明に係る照会番号及び発行年月日を取得させ、これを送信させる。

14. 第4章第1節1－8の(1)に後段として次のように加える。

住民票の写し等の提出をシステムで行う場合は、当該申請情報に電子署名を行い、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第三条第一項に基づき都道府県知事が作成した当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信させることをもって、住民票の写し等の提出に代えさせることができる。

登記事項証明書の提出をシステムで行う場合は、当該申請情報に電子署名を行い、商業登記法第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信させることをもって、登記事項証明書の提出に代えさせることができる。なお、必要に応じて財団法人民事法務協会登記情報提供センターから登記事項証明に係る照会番号及び発行年月日を取得させ、これを送信させる。

15. 第4章第1節1－9の(1)に後段として次のように加える。

登記事項証明書の提出をシステムで行う場合は、当該申請情報に電子署名を行い、商業登記法第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信させることをもって、登記事項証明書の提出に代えさせることができる。なお、必要に応じて財団法人民事法務協会登記情報提供センターから登記事項証明に係る照会番号及び発行年月日を取得させ、これを送信させる。

16. 第4章第1節1－10の(1)に後段として次のように加える。

登記事項証明書の提出をシステムで行う場合は、当該申請情報に電子署名を行い、商業登記法第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信させることをもって、登記事項証明書の提出に代えさせることができる。なお、必要に応じて財団法人民事法務協会登記情報提供センターから登記事項証明に係る照会番号及び発行年月日を取得させ、これを送信させる。

17. 第4章第1節1－12の(1)に後段として次のように加える。

住民票の写し等の提出をシステムで行う場合は、当該申請情報に電子署名を行い、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第三条第一項に基づき都道府県知事が作成した当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信させることをもって、住民票の写し等の提出に代えさせることができる。

登記事項証明書の提出をシステムで行う場合は、当該申請情報に電子署名を行い、商業登記法第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が

作成した当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信させることをもって、登記事項証明書の提出に代えさせることができる。なお、必要に応じて財団法人民事法務協会登記情報提供センターから登記事項証明に係る照会番号及び発行年月日を取得させ、これを送信させる。

18. 第4章第1節1－15の(1)に後段として次のように加える。

住民票の写し等の提出をシステムで行う場合は、当該申請情報に電子署名を行い、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第三条第一項に基づき都道府県知事が作成した当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信させることをもって、住民票の写し等の提出に代えさせることができる。

登記事項証明書の提出をシステムで行う場合は、当該申請情報に電子署名を行い、商業登記法第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信させることをもって、登記事項証明書の提出に代えさせることができる。なお、必要に応じて財団法人民事法務協会登記情報提供センターから登記事項証明に係る照会番号及び発行年月日を取得させ、これを送信させる。

19. 第4章第4節4－2の(1)に後段として次のように加える。

登記事項証明書の提出をシステムで行う場合は、当該申請情報に電子署名を行い、商業登記法第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信させることをもって、登記事項証明書の提出に代えさせることができる。なお、必要に応じて財団法人民事法務協会登記情報提供センターから登記事項証明に係る照会番号及び発行年月日を取得させ、これを送信させる。

20. 第4章第7節7－1の(1)に後段として次のように加え、(2)中「簡易申告管理官」を「特例申告担当統括官（基本通達7の2－5に規定する特例申告担当統括官をいう。以下同じ。）」に改める。

住民票の写し等の提出をシステムで行う場合は、当該申請情報に電子署名を行い、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第三条第一項に基づき都道府県知事が作成した当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信させることをもって、住民票の写し等の提出に代えさせることができる。

登記事項証明書の提出をシステムで行う場合は、当該申請情報に電子署名を行い、商業登記法第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信させることをもって、登記事項証明書の提出に代えさせることができる。なお、必要に応じて財団法人民事法務協会登記情報提供センターから登記事項証明に係る照会番号及び発行年月日を取得させ、これを送信させる。

21. 第4章第7節7－5の(1)に後段として次のように加え、(2)中「簡易申告管理官」を「特例申告担当統括官」に改める。

住民票の写し等の提出をシステムで行う場合は、当該申請情報に電子署名を行い、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第三条第一項に基づき都道府県知事が作成した当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信させることをもって、住民票の写し等の提出に代えさせることができる。

登記事項証明書の提出をシステムで行う場合は、当該申請情報に電子署名を行い、商業登記法第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信させることをもって、登記事項証明書の提出に代えさせることができる。なお、必要に応じて財団法人民事法務協会登記情報提供センターから登記事項証明に係る照会番号及び発行年月日を取得させ、これを送信させる。

22. 第4章第10節10-3中「第8条の7」を「第8条の9」に、「第63条」を「第35条」に改める。
23. 第4章第10節10-5中「第8条の7」を「第8条の9」に改める。
24. 第4章第11節11-1から11-7を削る。
25. 第4章第11節11-8の(2)中「統括官等」を「統括調査官（減免還付部門）（統括調査官が置かれていない官署にあっては、これに代わるものとしてあらかじめ指定された者。）」に改める。

第22 「農薬取締法に基づく農薬の輸入通関の際における取扱いについて」（平成16年3月26日財関第330号）の一部を次のように改正する。

1. 別紙の記中「農林水産省生産局生産資材課」を「農林水産省消費・安全局農産安全管理課」に改める。
2. 別記様式第1号中「農林水産省生産局生産資材課長」を「農林水産省消費・安全局農産安全管理課長」に改める。

第23 玉軸受等に対して課する報復関税に関する取扱いについて（平成17年8月22日財関第1059号）の一部を次のように改正する。

1. 2の(1)中「第51条」を「第27条」に、「第53条」を「第29条」に改める。
2. 2の(3)中「第53条」を「第29条」に改める。